

特定健康診査等実施計画 【第3期】

山口県市町村職員共済組合

特定健康診査等実施計画

[目次]

- 第一章 目的
- 第二章 山口県市町村職員共済組合の現況
- 第三章 達成目標
- 第四章 対象者数
- 第五章 実施方法
- 第六章 個人情報の保護
- 第七章 実施計画の公表・周知
- 第八章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- 第九章 その他

第一章 目的

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっていた。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて、当共済組合においても40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及び健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本事項について定めることを目的とする。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により6年ごとに、6年を1期として定めるものとする。

第二章 山口県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町役場に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の3事業を行っている。

平成29年度の所属所数は52。

組合員（任意継続組合員を除く。以下同じ。）数は約15,800人で、平均年齢は42.7歳である。

また、被扶養者（任意継続組合員の被扶養者及び任意継続組合員を含む。以下同じ。）数は約17,300人で、被扶養者の平均年齢は20.9歳、任意継続組合員とその被扶養者の平均年齢は55.4歳である。

健康診断について、組合員にあつては、所属所の事業主健診又は当共済組合の人間ドックにより行っている。

現在36カ所の健診機関との間で契約して人間ドックを実施している。

また、被扶養者にあつては、集合契約医療機関での健診又は当共済組合の人間ドックにより実施している。

また、保健指導については、集合契約医療機関での指導、人間ドックを受検した健診機関による指導又は委託業者による指導を行っている。

第三章 目標

1 特定健康診査受診率の目標値

平成35年度における特定健康診査実施率の目標値は、国の基準である90%とする。
なお、この目標を達成するための平成30年度以降の実施率の目標値は次のとおりである。

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
組合員	95.0	96.0	96.0	97.0	98.1	99.2
被扶養者	55.0	57.0	59.0	61.0	63.0	65.0
計	84.4	85.5	86.0	87.3	88.6	90.0

2 特定保健指導実施率の目標値

平成35年度における特定保健指導実施率の目標値は、国の基準である45%とする。
なお、この目標を達成するための平成30年度以降の実施率の目標値は次のとおりである。

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査 受診者数(人)	11,690	11,881	11,999	12,223	12,449	12,691
特定保健指導 対象者数(人)	2,256	2,293	1,440	1,467	1,494	1,269
実施率	23.0	24.1	25.2	31.8	38.4	45.0

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成35年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定。)

第四章 対象者数

1 特定健康診査

対象者数は、当共済組合が受診券を発行する者の数とする。組合員については所属所の事業主健診及び当共済組合が委託する短期人間ドックの受診をもって特定健康診査の受診とするため、対象者数には含めないこととする。

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数	3,671	3,753	3,767	3,780	3,794	3,807
実施率(%)	55.0	57.0	59.0	61.0	63.0	65.0
実施者数	2,019	2,139	2,222	2,306	2,390	2,475

2 特定保健指導

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
40歳以上対象者	11,690	11,881	11,999	12,223	12,449	12,691
保健指導対象者数	2,256	2,293	1,440	1,467	1,494	1,269
実施率(%)	23.0	24.1	25.2	31.8	38.4	45.0
実施者数	519	553	363	467	574	571

第五章 実施方法

1 実施場所

① 特定健康診査について

組合員については、所属所の事業主健診とする。

被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者については、山口県保険者協議会及び地方公務員共済組合協議会による集合契約（以下、「集合契約」という。）に基づく健診機関等とする。

ただし、組合員及び被扶養配偶者（任意継続組合員及びその被扶養者を除く。）で共済組合が委託する短期人間ドック受診を申し込む場合は、該当健診機関等とする。

② 特定保健指導について

集合契約に基づく健診機関等とする。

ただし、組合員については、委託業者が実施する場合は所属所の設定する会場か組合員の設定する会場とする。

また、被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者で、委託業者による特定保健指導を希望する場合は、委託業者と調整し設定する会場とする。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている項目（検査項目及び質問項目）とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする。

4 契約形態

① 特定健康診査

組合員については所属所の事業主健診による行う。

被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者については、集合契約による健診とし、社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

ただし、組合員及び被扶養配偶者（任意継続組合員及びその被扶養者を除く。）については、共済組合が委託する短期人間ドックの利用もできる。

② 特定保健指導

集合契約による指導とし、社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での指導が可能となるよう措置する。

ただし、「標準的な健診・保健指導プログラム」第1編第2章の1-5 健診・保健指導の外部委託の考え方にに基づき、希望する者については委託業者による指導とする。

5 受診・利用方法

① 特定健康診査

組合員が所属所の事業主健診を利用する場合は、所属所単位とする。

組合員及び被扶養配偶者が共済組合の委託する短期人間ドックを受診する場合は、申込により随時受診とする。

被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者には、特定健康診査受診券（以下「受診券」という。）を自宅あてに送付する。

受診券を使用する場合は、受診券及び組合員証等を契約機関に提示し、随時受

診する。

② 特定保健指導

組合員については、利用券を所属所等を通じて配布する。

被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者には、特定保健指導利用券（以下「利用券」という。）を自宅あてに送付する。

利用券を使用する場合は、利用券及び組合員証等を契約機関に提示し、随時受診する。

委託業者による指導の場合は、所属所内又は近隣に設置した会場に相談員を派遣し実施する。

6 周知や案内の方法

当共済組合のホームページ及び広報誌への掲載により周知を図る。

また、被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては利用券を配布することにより、案内を兼ねて周知を図ることとする。配布に当たっては、県内・近県の実施機関等を記載した文書を添付する。

7 事業主健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

ただし、当面の間、電子的な標準様式で受領することが不可能な場合は、紙ベースのデータを受領し、当組合において電子媒体に加工する。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム」記載の選定方法に準じて、指導対象者を選定・階層化し、若年層を優先に絞込みをする。

9 実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

第六章 個人情報保護

1 健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等

健診データを当共済組合の特定健診等システムにおいて管理・保管する。

2 記録の管理に関するルール

当共済組合は、山口県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程を遵守する。
当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、保険課長とする。また、データの利用者は当共済組合の特定健康診査等事務に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記するとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

第七章 実施計画の公表・周知

本計画の周知は、ホームページに記載する。

第八章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年実施に基づき評価する。

目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

第九章 その他

本実施計画を円滑に実施していくために事業主である地方公共団体等との連携・協働（コラボヘルス）を推進する。